

人権啓発僧侶研修会の課題

——み教えと差別の現実

麻田 秀潤

(一財)同和教育振興会 評議員 事業運営委員

はじめに

二〇一二年に安芸教区で「過去帳またはこれに類する帳簿の開示問題」が生じました。この「開示問題」から問われたことは、私たち僧侶一人ひとりが「親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮しているか」と、「差別を自らの課題とできていたか」ということです。

そして、この開示問題からの学びを人権啓発僧侶研修会（以下、僧研）の課題

とするため、二〇一九年、参考資料として『み教えと差別の現実』が作成されました。この参考資料『み教えと差別の現実』では、現在までの僧研のあゆみと「開示問題」から問われた課題を次のようにまとめています。

宗門の僧侶研修会では当初「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」などについて課題としました。その後、「部落差別の基礎的学習」や「僧侶と門信徒の課題の共有」などが課

題に加わりました。

これは僧侶がおちいつてきた差別体質に向き合おうとしたものでした。

しかし、「経典を拝読する僧侶自身の差別体質について」、あるいは「経典の中に見られる種々の表現に対する差別的解釈について」などは、僧侶研修会の課題としてテキストに十分な記載をしませんでした。

この課題をあらためてとらえ直していく段階で、「差別をなくし御同朋の社会を願う念仏者は、いかなる姿勢で経典を拝読するのか」という問いが生まれてきました。

また、経典の表現から私たち念仏者の差別の現実を問い直す直接的課題が、「施陀羅・女人往生（変成男子）・障害者差別―根欠など―」です。

(中略)

あらためて言えば、「開示問題」は、過去帳を取り扱う寺院の責任を明確にするとともに、差別の現実を

通して僧侶の内実を問うものでした。

この参考資料『み教えと差別の現実』を用いての僧研が全組で開催されることとなり、本年度で五年を経過します。昨年十月、本願寺同朋センターを会場に講師団研修が開催され、実際に教区・組の僧研に向された講師から、「經典の差別語の削除・不拝読はしない、という結論だけが受け取られる」「僧侶研修会で反応がない」等と、差別を自らの課題と受けとめることのできない、いわば多くの僧侶が主体的に僧研に参加できない現状が報告されました。

「冤罪」に学ぶ

免田事件・財田川事件など、これまでも多くの冤罪事件がありました。昨年（二〇二四年）九月二十六日、無罪判決を求め、再審裁判を闘っていた、強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑が確定し

ていた袴田巖さんに、静岡地方裁判所は無罪の判決を出しました。検察は控訴をせず、それによって袴田巖さんの無罪が確定し、冤罪事件であったことが明白となりました。

いわゆる袴田事件とは、一九六六（昭和四十二）年六月三十日静岡県清水市のみそ製造会社の経営者一家四人が自宅で何者かに殺害され放火された強盗殺人・放火事件です。

警察の捜査によって、みそ工場の従業員であった袴田さんが逮捕され、不当な取り調べのなか「自白」が強要され、また事件当時の捜索では発見されなかった血痕の付着した「五点の衣類」が、事件から一年以上経過した後、みそ工場のタンクの中から発見されるなどをもって、裁判を通して無罪を訴え続けたにもかかわらず、一九六八年静岡地裁で袴田さんの死刑判決がなされました。その後一九八〇年袴田さんの死刑が確定していました。

今回の再審裁判で、静岡地裁は死刑判

決の根拠とされた自白調書、発見された「五点の衣類」、自宅から発見された衣類の端布の三点が、いずれも警察・検察によるねつ造と断定し、無罪判決となりました。

しかし、いかに無罪が確定しても袴田さんの逮捕から五十八年の人生は取り返すことはできません。このことから冤罪は究極の権力犯罪であるといわれています。

「冤罪」を支えたもの

このように、証拠に基づいて犯人が特定されるのではなく、証拠をねつ造してまでも袴田さんを犯人としたものは、当時の警察・検察等の「ボクサーくずれ」という言葉に代表される差別意識と偏見にありました。そして、その権力の差別意識と偏見を支えたものは、社会全体に広がる差別意識と偏見にあります。

同和教育振興会他同朋運動に取り組む団体が「同朋運動を続ける七者協議会」

▶執筆者プロフィール



麻田 秀潤
あさだ しゅうじゅん

1952年生まれ
元基幹運動推進中央相談員
伝道院布教研究課程専任講師
著書『他力本願』同和教育振興会刊

を組織していますが、再審無罪判決の当日「袴田事件無罪判決を受けての声明」を発表しました。その声明のなかでも次のように指摘しています。

これまで袴田さんの事件に対して多くの人が裁判闘争を支えてきたことは前述したとおりであるが、これらの裁判闘争を支えたのは支援者たちの憤りと共感だった。袴田さんはたまたま被害者の会社の従業員だから犯人に仕立て上げられたのではない。そこには袴田さんがボクサーだったことに対する当時の警察、検

察等の差別意識と偏見があった。だからこそ、袴田さんの裁判闘争を多くのボクサーたちが支え続けた。このことはこの事件について考えるとき、私たちは絶対に忘れてはいけない。

狭山事件で石川さんが冤罪で不当逮捕された背景には部落差別があったことと、今回の袴田さんの事件は決して無関係ではない。冤罪の後ろにはいつも差別と偏見があり、このことは一方で、冤罪事件は決して権力だけの問題ではないことを示している。この冤罪という忌むべき権力

犯罪を許している土壌は私たちの社会にある。言い換えれば社会における差別・偏見を無視しては、冤罪は今後も再生産され続けることになる。

改めて社会から、袴田さんとその周囲の人々の五十八年間を奪った冤罪の土壌となる差別・偏見を無くし、差別・被差別から解放された御同朋の社会への道を歩むことを、無罪判決の今日この日に改めて私たちはここに決意するものである。

二〇二四年九月二十六日
同朋運動を続ける七者協議会

この声明に示したように、社会の差別意識・偏見が「冤罪」という権力犯罪を支えてきたのです。私たちはその社会を構成する一人です。それはまぎれもなく私たち一人ひとりがこの冤罪事件の「当事者」ということができます。当事者であるということは、当然、傍観や他人事とすることが許されないということでは

す。

このことは、部落差別他さまざまな差別の現実にも等しく通ずることです。

当事者意識の欠落

二〇一〇年「戸籍謄本等大量不正取得事件」が発覚しました。興信所等が行政書士などの戸籍謄本を取り寄せる資格を持つ有資格者を使って、膨大な数の戸籍謄本を不正に取得し身元調査に利用した事件です。不正取得にかかわった者たちは裁判でそれぞれ有罪が確定しています。その裁判のなかで興信所の代表の一人は「大半は結婚相手の身元調査」のためであったと証言しています。

身元調査とは、本人に関する情報を本人の知らないところで勝手に調べることです。調べた情報には必然的に偏見や差別意識が入り込み部落差別やさまざまな差別となって表れてきます。ですから身元調査は差別そのものです。

「戸籍謄本等大量不正取得事件」は市

町村から戸籍謄本を不正に取り寄せて身元を調査するという事件でしたが、現在では、ネットのなかに全国の被差別地区の地名がデータとしてさらされ、さらに被差別地区を特定し差別を拡散する多数の動画がさらされ放置されています。各方面から法務省に対して差別データの削除要請がされていますが、削除されないままとなっています。つまり現在では、興信所などに依頼しなくても、誰もがネットさえ開けば身元調査ができる時代となっているのです。

私の居住地は新潟県小千谷市という小さな地方都市です。この小千谷市で二〇二二年に調査された市民意識調査の結果が手元にあります。その意識調査のなか「身元調査をどう考えるか」という設問に、①「差別につながる恐れがあるので、すべきではないと思う」四一・九％、②「よくないことだと思うが、ある程度はしかたがないことだと思う」四四・九％、③「身元調査することは当然のことだと思う」四・八％、④「その他・無回答」

八・三％と、②③合わせて四九・七％の人が「身元調査」を容認すると答えています。行政の同和問題への取り組み、また同和教育の遅れている新潟県ですの、全国平均より多少数値が高いのかなとは思いますが、私の市では約半数の市民が身元調査を容認しているというのが現実です。私たちのお寺、私たち僧侶はその市民社会のただなかに存在しているのです。

一九九七年、宗派をあげて「差別法名・過去帳調査」を実施いたしました。その結果六教区より「差別法名」「差別墓石」の報告があり、十六教区より「差別添え書き」の報告がされ、過去帳の差別性が明らかとなりました。そればかりか法名・俗名・行年（享年）・命日などのほか、死因や族籍・職業などの生前の事項などが多数記載されていることが明らかとなりました。そのことから宗派の定めておりました「過去帳又はこれに類する帳簿の取り扱い基準」にしたがい閲覧禁止が「差別法名・過去帳調査に学ぶ研修

会」などで、再度確認されてきました。

さらには、二〇〇三年に「個人情報保護法」が制定されるなど、個人情報保護に関する社会的な意識の高まりもあり、「過去帳又はこれに類する帳簿」全般の取扱責任者である、住職〈代表役員〉そして寺院の責任が明確になってきています。

そのようななか、二〇一二年の「開示問題」が起こっているのです。「身元調査」という社会の差別の現実から、私たち僧侶がいかに遊離してきたのか、差別の現実を傍観し、他人事としていたかがご理解いただけるかと思います。

めぐりに

身元調査の現実を、自らの課題ととらえられないからこそ「開示問題」が引き起こされました。そしてまた「開示問題」が自らの課題となっていない僧侶の姿が、「はじめに」に記した、参加者から主体的取り組みの熱意が感じられな

い、現在の僧研になっていたのではないのでしょうか。

僧研の参考資料『み教えと差別の現実』では、經典拝読の基本姿勢として「随順仏語」「順彼仏願」という立場を提示しております。釈尊は「生まれによってバラモンとなるのではない」(『スッタニパータ』)と明確に人間の生まれによる貴賤を否定されております。そのお釈迦様のお言葉に従うのが仏教徒です。

經典にある「施陀羅」の差別解釈をはじめとして、例えばジェンダーギャップ指数の二〇二二年の発表では一四六カ国中、日本は一一六位でした。その日本社会のなかで私たちの教団・寺院内における女性参画は、社会をリードしているといえるでしょうか。また、ご本山や別院等ではバリアフリーの概念も次第に具体化しつつありますが、一般寺院ではどうでしょうか。

親鸞聖人は、ご本願の「十方衆生」を「十方の衆生」と読まれ、成就文の「諸有衆生」を「あらゆる衆生」と読まれて

います。ここには、「排除」の思想はなかったはずです。むしろ「撰取不捨」がご本願のお心でしょう。

「親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するか」が問われています。自らの課題としてみ教えと差別の現実に学んでいきましょう。